

病虫害防除所の活動(6)

リレ一随筆

高知県病虫害防除所の活動

(高知県病虫害防除所 ふじもとけんじ 藤本健二)

高知県では、1995(平成7)年4月に、それまで4か所に分散していた病虫害防除所を1か所に統合して、独立機関として県農業技術センターに併設した。

防除所の職員は所長1名、技術職5名、非常勤1名の計7名で構成されている。また予察圃や予察灯などの調査や防除指導などを試験研究と連携して行っている。

1 活動の現状

(1) 病虫害の発生予察および情報提供

①調査内容と調査方法

発生予察の対象作物は、水稻を中心にダイズ・カンキツ・ナシや施設野菜(ピーマン・ナス・キュウリ・トマト)・キクの計9種類である。対象病虫害はのべ137種類(うち病害62種類、害虫75種類)である。

高知県は東西に広いため、県全域を東部・中央部・中西部・西部の4地域に区分して調査を行っている。中央部は防除所が調査し、他の3地域についてはそれぞれの農業改良普及センターの病虫害担当者から、調査をもとにした情報を得ている。巡回調査は月1回中旬に実施しているが、水稻の巡回調査時は所長も含め2班に分かれて調査を行っている。巡回調査の圃場は水稻の298圃場を含め、全部で468圃場に及んでいる。

②情報の提供

巡回調査や予察圃、予察灯、各種フェロモントラップ、黄色水盤等の調査結果を毎月末に持ち寄って発生予察定例会を開催している。構成は行政、病虫害専技、試験研究(病理・昆虫)、3農業改良普及センター、防除所である。この場でそれぞれの地域での病虫害の発生状況を報告、検討し、その結果や気象情報等をもとに月報・予報を作成している。場合によっては注意報や特殊報等の発令についても検討している。

予察情報の提供は、全市町村、農業改良普及センター、試験研究機関、JA等へ郵送を原則としているが、注意報や警報など急を要するものはFAXでも送っている。

これらの情報が農業指導者、生産団体、農業者までに伝わり、十分に理解され、効率的な防除が行われることが重要である。そのため、テレホンサービスや高知県が運営している「こうち農業ネット」により発生予察情報を提供している。また本年9月からはiモードを活用したサービスも実施している。1999年9月～2000年9月までの「こうち農業ネット病虫害発生予察情報」へのアクセスは①月報17,819回、②予報16,747回、③注意報17,016回、④警報1,559回、⑤特殊報11,632回、⑥技術資料25,295回、⑦いもち感染BLASTAM判定40,708回、合計130,776回の利用となっている。

(2) 病虫害防除の指導

①病虫害の診断

農業改良普及センターや農業協同組合などから病虫害の診断依頼が日常的にあり、1999(平成11)年度は400件であった。(表-1, 2)

原因別ではウイルス病、糸状菌、細菌病の順となっているが原因の解らないものも数多い。作物別では野菜と花きの持ち込みが多く、とくに花きが増加している。

②病虫害防除員協議会の開催

県内に81名の病虫害防除員を委嘱し、各農業改良普及センター単位(9)に病虫害防除員地区協議会を設置し、新しい病虫害の生態や、診断技術、農薬の安全使用指導、情報交換など、適正な防除技術の伝達を図っている。また、防除員から管内の主要作物の病虫害発生状況(毎月)や、鳥獣害の被害状況(年4回)の報告を各農業改良普及センター経由で受けている。

③新技術の実証展示

地域での難防除病虫害の防除技術を確立するため、農業展示圃や病虫害の防除試験を行っている。病害関



写真-1 水稻害虫のすくいとり調査

The Activity of Plant Protection Office in Kochi. By Kenji FURIMOTO

(キーワード: 発生予察事業, 高知県)

表-1 原因別診断依頼件数

年度	病虫害			その他	合計	
	病害					
	糸状菌病	細菌病	ウイルス病			
7年度	16	37	134	27	141	355
8年度	31	13	232	19	146	441
9年度	29	11	109	19	158	326
10年度	60	28	78	20	151	337
11年度	55	21	145	16	163	400

表-2 作物別診断依頼件数

年度	イネ	野菜	果樹	花き	その他	計
7年度	29	300	134	27	141	355
8年度	5	388	4	44	0	441
9年度	4	247	8	67	0	326
10年度	15	240	6	73	3	337
11年度	6	267	5	110	12	400

係では臭化メチル代替対策に関する試験（蒸気消毒）、ナス灰色かび病の発病条件の解明、土壌くん蒸処理およびリドミル粒剤施用によるショウガ疫病の防除、トマト黄化えそウイルス（TSWV）の伝搬経路の解明

など、害虫関係では施設ナスにおける総合的病虫害管理、ショウガのハスモンヨトウ・アワノメイガに対する薬剤防除試験、ピーマン・ナスのアブラムシ類に対する薬剤防除試験、スクミリンゴガイに対する薬剤防除試験などを行っている。

(3) 農業についての指導・取り締まり

毎年6月に、関係機関との連携により、危害防止啓発の巡回指導を実施するとともに、県内全域を対象に2か所で農業販売業者・防除業者・病虫害防除員・ゴルフ場関係者などを対象に開催している「農業安全講習会」に参画している。

また、本県はマイナー作物が多いことから、これらの作物を効率的かつ安全に生産していくことが必要となってくる。このため、本県の主要なマイナー作物に対する登録促進を図るため、現地試験に取り組んでいる。

2 特徴ある活動

本県が推進している環境保全型農業への取り組みの一環として、総合的病虫害管理技術の確立を図るため、施設野菜を加害するアザミウマ類、ハダニ類、コナジラミ類、ヨトウ類等に対し、物理的・耕種的防除と天敵や選択性農薬を組み合わせ、本県の栽培実態に合う利用技術の確立と展示実証を行っている。

中央だより

○「残留農薬基準」の改正について

厚生省は平成12年12月4日付けで食品衛生法に規定されている「食品、添加物等の規格基準（残留農薬基準）」の一部（下記）を改正した。

フルトラニル剤の米（玄米をいう）：1.0 ppmを2.0 ppmに、ばれいしょ：0.2 ppmを0.5 ppmに改められた。

ペンディメタリン剤の米（玄米をいう）：0.5 ppmを0.2 ppmに、さとうきび：0.05 ppmを0.1 ppmに改められた。

メトリブジン剤のそば、とうもろこし、ライ麦及び上記以外の穀類：0.05 ppmを0.1 ppmに、えんどう：0.05 ppmを0.1 ppmに改められた。

酸化フェンタスズ剤のえんどう：0.5 ppmを2.0 ppmに、そら豆及び上記以外の豆類：0.5 ppmを2.0 ppmに、おうとう（チェリーを含む）：5.0 ppmを10 ppmに、アボガド、キウイ、グアバ、なつめやし、

パイナップル、パッションフルーツ、パパイヤ、マンゴー：2.0 ppmを5.0 ppmに、バナナ：5.0 ppmを10 ppmに、いちご：3.0 ppmを10 ppmに、ラズベリー：2.0 ppmを10 ppmに、なす：2.0 ppmを6.0 ppmに改められた。

クロルベンジレート剤のオレンジ（ネーブルオレンジを含む）、グレープフルーツ：1.0 ppmを5.0 ppmに、みかん：2.0 ppmを5.0 ppmに、ライム、レモン及び上記以外のかんきつ類果実：1.0 ppmを5.0 ppmに改められた。

クロフェンテジン剤のクランベリー、ハックルベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ラズベリー、上記以外のベリー類果実：1.0 ppmを2.0 ppmに改められた。

ピリミカーブ剤のかんしょ：0.10 ppmを0.50 ppmに改められた。

フルシトリネート剤のきゅうり（ガーキンを含む）：0.50 ppmを1.0 ppmに、えだまめ：0.50 ppmを2.0 ppmに改められた。